

厚生年金保険の保険料率が変わります

厚生年金保険の保険料率が次のとおり引き上げられます。

(単位：千分率)

区 分	現 行	平成 30 年 9 月～
標準報酬月額 標準期末手当等	89.93	91.5

総務・厚生グループ 017-734-9912

年金払い退職給付算定基礎額残高通知書をお送りしています!!



平成 27 年 10 月からの被用者年金一元化に伴い、共済年金における 3 階部分(職域部分)が廃止され、新たに「年金払い退職給付(退職等年金給付)」が創設されました。

年金払い退職給付は、将来の年金給付に必要な原資を各自の保険料で積み立てる積立方式で、標準報酬月額および標準期末手当等の額を基に保険料を算定し、労使折半で積み立てて 65 歳から支給されます。

毎年、前年度に積み立てた額を「年金払い退職給付の給付算定基礎額残高通知書」で組合員の方にお知らせをしております。

平成 29 年度に積み立てられた残高は、公立学校共済組合本部より自宅あて送付しています。

※ 共済組合へ正しい住所を届出していないと通知書が送付されませんので、引越等で住所が変更となったときは、手続きが必要です。

給付・保健グループ年金担当
017-735-3263